

令和4年度認可保育所（吉井田・信夫地区）

設置・運営法人募集要項

1 募集の趣旨

福島市では、保育の受け皿の拡大及び保育士確保の様々な事業を実施し、令和3年4月1日時点での国基準の待機児童数はゼロとなったところですが、希望する認可保育施設に入所（園）できない児童（入所保留児童）が存在している状況が続いております。また、認可保育施設への申込者数は増加傾向が続いていることから今後も入所待機児数のゼロを継続するとともに入所保留児童数もゼロになるよう地域の保育ニーズに合わせ、子育てしやすい環境を整備していくため、運営を行う法人（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、事業者の選定にあたり、書類審査等による事前協議を行います。

2 事業者選定方針

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たすとともに、福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を遵守し、福島市子ども・子育て支援事業計画（以下「市計画」という。）達成のために適正と認める者を事業者として選定します。

3 募集にあたっての注意事項

- (1) 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- (2) 本募集要項による事業者の選定を受けた場合でも、児童福祉法等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- (3) 施設整備補助金（保育所等整備交付金等）の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責任を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承の上、申請してください。
- (4) 複数の応募があった場合等には、審査項目に基づき、申請内容を審議し、適正と認める事業者を選定します。なお、評価が一定の水準に満たない場合、選定されない場合があります。
- (5) 本募集要項の選定結果は、すべての審査終了後に、申請者へ文書により通知します。また、選定結果は、福島市ホームページにて公表します。
- (6) 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、認める場合があります。
- (7) 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- (8) 本募集要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

4 募集対象施設の概要

募集対象施設の概要は次のとおりです。

(1) 規模等

- ① 施設の種別 認可保育所
- ② 整備対象区域

以下の区域を整備対象区域とします。

中央区域（吉井田地区）または南西部区域（信夫地区）のいずれか1カ所を整備対象区域とする。

※吉井田地区・・・方木田、吉倉、八木田、仁井田

信夫地区・・・永井川、大森、成川、下鳥渡、上鳥渡、山田、小田、平石

(2) 開園年月日 令和6年4月1日

(3) 事業実施期間 開園後30年とし、その期間中は事業者が直接認可保育所の運営に供さなければならない。

(4) 定員設定

下表を参考に認可定員を概ね90名規模とすること。ただし、これを基本とするが、他の定員設定の提案を妨げるものではない。

(参考)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号認定子ども	—	—	—	20	20	20	60
3号認定子ども	6	12	12	—	—	—	30
合計	6	12	12	20	20	20	90

(5) 整備方法

ア 補助整備型	施設整備補助金を受け、認可保育所を整備する方法。(詳細は、資料1「施設整備事業の助成について」参照)
イ 自主整備型	事業者の自主整備により認可保育所を整備する方法。

(6) 受入対象年齢

ア 乳児の受け入れについては、生後満56日からとすること。

イ 定員構成は0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるよう設定すること。

(7) 開園日及び保育時間

ア 開園日は月曜日から土曜日とすること。(祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

イ 保育標準時間は1日につき11時間とすること。

ウ 保育短時間は1日につき8時間とすること。

エ 1時間以上の延長保育事業の実施を原則とすること。

(8) 一時預かり事業

在園していない子どもに対する一時預かり事業(一般型)及び休日保育の実施を検討すること。

5 事業実施地に関する条件

新たに創設する場合は、特定の地域への施設の集中を避けるため、既存認可保育施設（地域型保育事業を除く）から道程で概ね500m程度以上の距離を置き、施設設置に必要な都市計画法上の用途および形状・面積等を備え、法人が所有する土地・物件又は取得若しくは貸借が可能な土地・物件を確保することになります。

※応募する時点で、事業予定地を確保している必要はありません。また、決定後に近隣住民等への事前説明、調整等に誠意をもって対応していただくようになります。

6 応募資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人の種類は問わない。なお、新たに法人設立予定の場合は、必要な条件を整え、開園までに設立の見込みがあること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、福島市の保育行政を理解し、積極的に協力する姿勢を持っていること。
- (3) 保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (4) 経済的基礎を有すること。
 - ア 年間事業実施予定費の1/12を普通預金等で自己所有していること。
 - イ 財務内容及び資金計画が適正であること。
 - ウ 市税等を滞納していないこと。
- (5) 社会的信望を有すること（経営担当役員）
 - ア 暴力団との関係を有していないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助勢罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者に該当しないこと。
 - イ 保育事業において改善の勧告・命令を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善の勧告・命令を受けて5年を経過していること。
 - ウ 児童福祉法第35条第5項各号を満たしていること。

7 事業者の選定

事業者より提出された書類等に基づき、「福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 保育所・認定こども園等部会」において、内容を審議し、適正と認める事業者を選定します。ただし、評価が一定の水準に満たない場合、選定されない場合があります。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合や「6 応募資格」の要件を満たしていない場合は、事業者として選定されません。

8 事業スケジュール（予定）※施設整備事業の助成を活用する場合

	時期	選定について	施設整備について	補助金等について
令和3 ・ 4 年度	3月25日 ～4月22日	質疑応答期間		
	5月9日 ～5月27日	書類受付期間		
	6月	提出書類の 予備審査		
	7月	設置・運営法人の審査 (保育所・認定こども 園等部会)		
		設置・運営法人の 決定		
	8月			施設整備にかかる ヒアリング(県)
	9月～11月		基本設計	
2月上旬			協議書提出	
5 年度	4月～5月		実施設計	交付金内示 (5月上旬)
	6月		設計審査	補助金交付申請 交付決定 (国・市)
	7月下旬		施設整備 工事入札	
	8月～2月		施設整備工事、 各種検査	
	2月～		開園準備 認可、確認	
6 年度	4月1日		開園	

9 質疑応答及び受付期間について

(1) 質疑応答について

本募集要項に関する質疑は、質問票により受け付けます。電話及び窓口での質問、問合せは、原則として受け付けません。

受付期間	3月25日（金）から4月22日（金）午後5時15分まで
------	-----------------------------

- ①質問票（様式5）に質疑の内容を簡潔明瞭に記入し、電子メール又はFAXにより提出すること。
 - ②質問票を提出できる者は、「6応募資格」に該当する者に限る。
 - ③質問に対する回答は、取りまとめて福島市ホームページにて回答することとする。（質問者の氏名等は公表しない。）
- ※質問票に記載の内容が意見の表明と解されるもの、内容等が不明瞭なものなどについては回答しない場合がある。

(2) 受付期間について

申請書類の受け付けは、次のとおり行います。

提出期間	5月9日（月）から5月27日（金）まで （土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
提出場所	福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保指導係 （福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階）

- ①提出期間経過後、市が追加書類及び資料の提出を求める場合は、市が指定する期間内に提出すること。
- ②提出方法は、窓口への提出もしくは郵送とする。
 - ア 窓口への提出の場合は、事前に連絡をすること。
 - イ 郵送での提出の場合は、期限内必着したもののみ受け付けすること。
 - ウ 提出書類の訂正・修正について、提出期間経過後は受け付けない。
- ③応募状況に対する問合せについては、一切受け付けない。

10 提出書類

- (1) 事前協議書及び必要書類（資料2「提出書類一覧」参照）
- (2) 提出部数は、11部（正本1部、副本10部）提出すること。
- (3) 以下に記す体裁を整えること。

ア 項目ごとに、インデックスを付ける。

イ ファイルに綴り、表紙及び背表紙に事前協議書名・事業者名を記載する。

（事前協議書名：令和4年度認可保育所事前協議書）

